【別記１】

**青年農業者支援区分**

第１　事業の内容

産地提案書で提示された品目を栽培する専業農家を目指して知事が就農に有効であると認める研修を実施する研修機関等で研修を受ける就農時49才以下の者並びに専業農家として経営開始段階にあり市町村が特に必要と認める者に対して助成を行う市町村又は一般社団法人高知県畜産会（以下「市町村等」という。）の事業に対して補助する。

第２　事業の区分、補助対象経費及び補助率

前条に規定する補助事業は、（１）産地提案タイプ、（２）事業支援タイプとし、補助対象経費及び補助率は、別表第１に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

第３　交付要件等

　以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で補助する。

１　産地提案タイプ

ア　地域農業の振興のために市町村等が必要と認め、産地等の受入組織が策定する産地提案書に沿った研修を受ける者として、当該受入組織が認めた者であること。

イ　義務教育を修了した15歳以上49以下の者で産地提案書で定める年齢の範囲内の者であること。

ウ　国が定める新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下、「育成総合対策実施要綱」という。）に基づく就農準備資金又は雇用就農資金（独立支援タイプ）を受けること。

エ　原則、研修機関等での研修1年目に農業担い手育成センターで３ヶ月以上の基礎研修を受講すること（雇用就農資金の対象者は除く。）。ただし、研修カリキュラムが基礎研修と同等以上と県が認める研修機関等において研修を受講する者については、この限りではない。

オ　研修終了後１年以内に、独立・自営就農または親元就農を目指す新規就農希望者で、原則として、これまで独立・自営就農、親元就農又は雇用就農したことがないこと。

カ　常勤の雇用契約（短期間のパート及びアルバイト又は雇用就農資金の対象となる場合は除く。）を締結していないこと。

キ　就農地の市町村基本構想の「新たに農業を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標」又は年間250万円のいずれか高い額以上の農業所得を目指す者であること。

ク　補助事業による研修終了後、速やかに農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の４の規定に基づく青年等就農計画又は第12条第１項に規定する農業経営改善計画の認定を受けることとし、親元就農予定者にあっては経営継承等計画書を市町村等に提出すること。

　２　事業支援タイプ

　　ア　農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年４月６日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知。）に基づく農業次世代人材投資事業（経営開始型）又は育成総合対策実施要綱に基づく経営開始資金の交付要件を満たし、市町村が事業採択者として承認している者であること。

　　イ　当該事業年度において、農業次世代人材投資事業（経営開始型）又は経営開始資金の交付期間内であるが、交付対象とならなかった者のうち、交付主体となる市町村が特に支援が必要と認めた者であること。

第４　研修期間

１　補助事業の対象とする研修の期間は、技術習得のための研修（国、県、市町村等の研修事業支援を受けず実施する研修を含む。）を開始したときから最長２年間とする。ただし、農業大学校を卒業した者が、雇用就農資金を受ける場合は、農業大学校での研修期間を除く。産地提案タイプの期間は前述の範囲内でおおむね１年以上２年以内とする。

２　補助事業の対象とする期間及び研修の時間は、次の各号のとおりとする。

（１）補助対象期間は、上記１の研修期間（ただし、補助事業採択前の期間は除く。）とする。

（２）1年間における研修時間は、概ね1,200 時間以上であること。ただし、原則１日８時間を超えないこととする。なお、災害、事故、農繁期等のやむを得ない事由が生じた場合は、この限りでない。

（３）農閑期等における１ヶ月の研修時間は、概ね80時間以上とする。

３　１の規定にかかわらず、２年を超える研修を行うことを妨げない。ただし、継続研修の期間は原則として２年以内とし、継続研修期間については、補助対象としない。

４　前項の規定により研修を継続する場合、研修生は、継続研修を開始した日の翌日から起算して30日以内に継続研修届を市町村等に提出しなければならない。

第５　研修状況報告及び研修終了後の報告

１　研修生は、研修中（第４の３に規定する継続研修の期間を含む。）の研修状況報告書を市町村等が定める日までに提出しなければならない。また、市町村等は､研修中の研修状況報告書を、研修開始後半年ごとに会議に提出しなければならない。

２　研修生は、研修終了後（第４の３に規定する研修を継続する場合はその研修終了後）から、研修期間（就農準備資金を利用する場合は、その支給期間。以下同じ。）の1.5倍又は２年間のいずれか長い期間以上の期間が終了するまでの間、就農状況報告書を提出しなければならない。

３　前項に規定する市町村等への就農状況報告書の提出は、原則として、１月から６月までの期間については同年の７月末までに、７月から12月末までの期間については翌年の１月末までに行うこととし、市町村等は、提出のあった就農状況報告について、各翌月末までに会議に報告するものとする。

４　上記２に規定する就農状況報告書の提出の最終年においては、対象期間の終了日の翌日から起算して30日以内に就農状況報告を市町村等に提出するものとし、市町村等は、提出のあった就農状況報告について、提出の翌日から起算して30日以内に会議に報告するものとする。

５　上記１に規定する研修状況報告書は、就農準備資金の対象者にあっては育成総合対策実施要綱別記２の第６の１の（４）の研修状況報告、雇用就農資金の対象者にあっては育成総合対策実施要綱別記３の第５の５の研修記録簿の提出をもってこれに代えることができるものとする。

６　上記２から４までに規定する就農状況報告は、就農準備資金の対象者にあっては、育成総合対策実施要綱別記１の第６の１の（７）に定める年２回の就農状況報告の提出をもってこれに代えることができるものとする。

第６　研修内容の検討及び実施状況の確認

１　市町村等は、新規就農希望者に対する研修の実施に当たっては、地域担い手育成総合支援協議会等において、研修内容の検討、派遣研修先等の選定、対象研修生の選考方法、待遇等について検討を行うとともに、研修プログラムを作成し、補助金交付申請時に添えなければならない。なお、研修プログラムについては、地域担い手育成総合支援協議会等で内容を決定するより前に、会議及び派遣研修先等と最低１回以上の協議を実施したうえで作成しなければならない。

２　研修プログラムは、研修生が就農準備資金を受ける場合、補助事業に先だって実施する就農準備資金の研修計画に代えることができる。

３　市町村等は、定期的に研修実施状況の確認を行わなければならない。

４　上記３における研修実施状況の確認は、会議へ報告しなければならない。

第７　研修の実施及び内容

　市町村等及び会議は、適切な研修が実施されるよう、必要に応じて研修生、研修機関及び派遣研修先等を指導しなければならない。

第８　円滑な就農への支援

　市町村等は、研修終了後の円滑な就農を図るため、地域担い手育成総合支援協議会等の関係機関と連携して、研修生に対し、農地、住宅等に関する情報を提供する等、就農準備への支援に努めなければならない。

第９　補助事業の変更

市町村等は、補助事業の内容又は経費の配分について、要綱第10条の各号又は次のいずれかに該当する重要な変更をしようとするときは、事前に会議と協議の上、補助金変更承認申請書を市町村等に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）研修生の研修の中止

（２）派遣研修先等の変更

（３）研修計画の主要部分（研修作物、就農形態など）の変更

第10　補助金の実績報告

市町村等は、補助事業が完了した場合は､補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の３月31日のいずれか早い日までに､補助金実績報告書を会議に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の４月７日までに提出しなければならない。

第11　補助金の返還等

市町村等は、要綱第14条各号及び次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると補助事業者が県と協議のうえ認めた場合（要綱第14条第１号、第２号又は第６号に該当する場合を除く。）は、この限りでない。

（１）研修機関等が、研修生が就農に必要な技能を取得することができないと判断し、研修を中止したとき。

（２）研修生が、研修した地域及び品目で、研修終了後１年以内に、独立・自営就農又は親元就農しなかったとき。ただし、高知県内で研修地と就農地が異なる場合、就農地の産地提案書に研修した品目が規定され、市町村等と会議が協議のうえ、やむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

（３）研修生が、補助事業の研修期間（就農準備資金を利用する場合は、その支給期間。）の1.5倍又は２年間のいずれか長い期間以上就農を継続しなかったとき。

○別表第１（別記１第２関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 青年農  業者  支援区分 | 産地提案タイプ | 交付対象経費及び交付の要件 | １　補助対象経費は、要綱等の規定に基づき、就農準備資金の交付対象者又は重農準備資金の法人等雇用就農者に支給する研修助成金とする。  ２　研修助成金の使途は、農業研修に要する経費、地域農業者等との交流会費、農業資材費、研修中の生活費等で、会議が適当であると認めるものとする。  ３　生計を一にする複数の者が研修する場合は１人分のみとする。その場合の研修助成金の上限は、各人の上限額のうち最も低い金額とする。 |
| 交付対象経費上限額 | 研修生１人当たり月額２．５万円以内とする。 |
| 補助率 | ３分の２以内 |
| 事業支援タイプ | 交付対象経費及び交付の要件 | １　補助対象経費は、要綱等の規定に基づき、新規就農者に支給する事業支援金とする。  ２　事業支援金の使途は、農業経営に要する経費、地域農業者等との交流会費、生活費等で、会議が適当であると認めるものとする。  ３　交付期間は、農業次世代人材投資事業（経営開始型）及び経営開始資金で当該年度に対象となる期間のうち交付対象とならなかった期間とする。 |
| 交付対象経費上限額 | 農業次世代人材投資事業（経営開始型）及び経営開始資金の規定以内とする。 |
| 補助率 | ２分の１以内 |

（注）研修助成金の金額については、研修生の研修環境及び地域の実情を考慮するものとする。